

給水装置工事に係る取扱要綱

平成 15 年 3 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

追録第 4 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	目 1 から目 2 まで	1	目 1 から目 2 まで	1	追録加除整理一覧表の次へ
第 1 部	目 3 から目 4 まで	1	目 3 から目 4 まで	1	目 2 の次へ
	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	第 1 部目 4 の次へ
	3 7 から 3 8 まで	1	3 7 から 3 8 まで	1	3 6 の次へ
	6 1 から 6 2 まで	1	6 1 から 6 2 まで	1	6 0 の次へ
	6 7	1	6 7	1	6 6 の次へ
第 2 部	目 1 から目 2 まで	1	目 1 から目 2 まで	1	第 2 部表紙の次へ
	1 から 6 まで	3	1 から 6 まで	3	第 2 部目 2 の次へ
	9 から 1 2 まで	2	9 から 1 2 まで	2	目 1 の次へ
	1 9 から 2 0 まで	1	1 9 から 2 0 まで	1	1 8 の次へ
	2 3 から 3 0 まで	4	2 3 から 3 0 まで	4	2 2 の次へ
	4 3 から 5 0 まで	4	4 3 から 5 0 まで	4	7. 中仕切の次へ
	5 7 から 5 8 まで	1	5 7 から 5 8 まで	1	8. 中仕切の次へ
			9. 中仕切から 6 3 まで	3	5 8 の次へ
第 3 部	目 1	1	目 1	1	第 3 部表紙の次へ
	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	目 1 の次へ
	5 から 1 0 まで	3	5 から 1 0 まで	3	4 の次へ
第 5 部	7 から 1 4 まで	4	7 から 1 4 まで	4	(2) 中仕切の次へ
	2 1 から 2 2 まで	1	2 1 から 2 2 まで	1	(4) 中仕切の次へ

給水装置工事に係る取扱要綱 正誤表

加除（さしかえ）表

追録第4号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第2部	9から12まで	2	9から12まで	2	目1の次へ 8の次へ

第2部			9.中仕切から63まで	3	58の次へ 60の次へ
-----	--	--	-------------	---	----------------

参考資料	上水道	目1から20まで	11	目1から20まで	12	函館市水道事業関係例 規の目次の次へ 函館市水道事業関係例 規の中仕切の次へ
------	-----	----------	----	----------	----	---

総目次

第1部 給水装置工事に係る基本事項

1. 目的	1
2. 給水装置の概要	1
3. 給水方式	3
4. 計画使用水量	4
5. 給水装置工事の施工	2 3
6. 製図	5 5
7. 給水装置工事設計審査	6 0
8. 給水装置工事検査	6 0

第2部 給水装置工事手続等の取扱

1. 手続等業務のフロー	1
2. 申請の手続	3
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7
9. 貯水槽水道の取扱	6 1

第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	3
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道マークまで）	9

第4部 函館市水道局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	4
5. 経過措置	5

第5部 申請書等の様式

申請書等の様式

(参考資料)

函館市水道事業関係例規

⑦ その他の器具等	2 2-2
5. 給水装置工事の施工	2 3
(1) 土木工事	2 3
① 現場管理	2 3
② 道路掘削工事の施工	2 4
③ 道路復旧工事の施工	2 5
④ 標準復旧断面図	2 6
(2) 管工事	3 7
① 鋳鉄管施工基準	3 7
② ポリエチレン管施工基準	4 2
③ 分岐工事	4 6
④ 計画断水作業	4 7
⑤ 凍結防止方法	4 8
⑥ 修繕工事	5 3
6. 製図	5 5
(1) 作図方法および様式	5 5
① 方法	5 5
② 位置図	5 5
③ 平面図	5 5
④ 立体図	5 6
⑤ 様式	5 6
⑥ その他	5 6
(2) 表示記号	5 7
① 給水管および給水用具類	5 7
② 管種	5 8
③ 管径	5 8
④ 弁類	5 8
⑤ 異形管類 (K形の場合)	5 9

7. 給水装置工事設計審査	6 0
(1) 設計審査申請図書	6 0
(2) 設計審査申請の承認通知	6 0
8. 給水装置工事検査	6 0
(1) 工事検査申請図書	6 0
(2) 分岐工事等の立会検査	6 1
① 分岐工事および分岐止工事の立会検査区分	6 1
② 分岐工事の時期	6 1
(3) 通水作業の立会検査	6 2
① 通水作業の立会検査区分	6 2
② 通水方法	6 2
③ その他	6 3
(4) 水圧試験	6 4
① 試験要領	6 4
② 試験方法	6 4
(5) 水道局が行う完成検査	6 6
① 立会完成検査	6 6
② メーター以下の給水装置の検査項目	6 6
③ 水質検査	6 6
④ 路面復旧の確認	6 6
⑤ 立会を必要としない検査	6 6
⑥ 現場検査の省略	6 7
(6) 指定事業者が行う完成検査	6 7
(7) 水質試験	6 7
① 基本事項	6 7
② 新設铸铁管布設工事の水質試験	6 7
③ 受水槽式給水の水質試験（共同住宅等の特例検針を認める場合）	6 7

第 1 部

1. 目的

この取扱は、函館市における給水装置工事の適正を図るため、地域の特性を勘案し、工事に必要な事項を定める。

1. 給水装置工事は、水道法、函館市水道事業給水条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. 給水装置の構造および材質は、寒冷地の給水装置として、適正な能力と機能を有するものとする。
3. この取扱に特に記載していない給水装置の設計施工技術に関する資料は、財団法人給水工事技術振興財団発行、厚生省監修の「給水装置工事の手引き」など給水装置工事関係文献によるものとする。
4. その他、この取扱に記載されていない事項については、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

2. 給水装置の概要

(1) 用語の定義

① 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

② 給水装置工事

ア 給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事をいう。

イ 給水装置の設置とは、新設工事をいう。変更とは、改造、撤去および修繕工事をいう。

ウ 工事とは、あらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の一部または全部をいう。

③ 給水装置の種類

ア 専用給水装置 一世帯、一事業所または一箇所を使用するもの。

イ 私設消火栓 消防用に使用するもの。

④ 配水管

ア 配水管とは、管理者が布設し管理する水道施設をいう。

(ア) 配水本管 口径300mm～800mm（布設箇所：公道）

(イ) 配水管 口径250mm～75mm（布設箇所：公道および私道）

(ウ) 配水支管 口径50mm（布設箇所：公道および私道）

(エ) 配水小管 口径40mm～100mm（布設箇所：私道および私有地）

イ 給水装置を設置するために分岐できる配水管の口径は、250mm以下とする。ただし、都市計画法に基づく開発行為等に係る給水管の分岐口径によっては、口径300、350mmの配水管からの分岐を認めることがある。

⑤ 閉栓

閉栓とは、保護ボックス等のボックス類が設置されている状態で、水道メーター（以下「メーター」という。）を取り外し、プラグ止めすることをいう。

⑥ 開栓

開栓とは、閉栓されて使用中止の状態ボックス類があり、かつ、メーター以降が使用可能な既設給水装置に、メーターを取り付けることをいう。

(2) 給水装置工事の種類

① 新設工事

ア メーター設置の有無に係わらず、新たに給水装置を設置する工事。

イ 既設の給水装置を撤去し、分岐から全て新たに給水装置を設置する工事。

② 改造工事

ア 既設給水装置の管種変更，増設等により原形を変更する工事。

イ メーター等の位置を変更する工事。

ウ メーターおよび保護ボックス等のボックス類が取り外されている給水装置に、メーターを設置する工事。

エ 受水槽式給水の建築物で、既に特例検針を行っている共同住宅等を直結式給水に変更する工事。

③ 撤去工事

給水装置を配水管または他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

④ 修繕工事

ア 給水管，給水用具等の破損箇所を修理するもので，厚生省令で定める軽微な変更を除く工事。

イ 厚生省令で定める軽微な変更とは，

(ア) 単独給水栓の取替および補修並びにこまおよびパッキン等の末端に設置される給水用具の部品の取替とし，配管を伴わないもの。

(イ) 単独給水栓とは，湯水を混合して吐水する機能を有しない手動により作動する給水栓とする。電気等で作動する自動水栓は含まない。

(ウ) 単独給水栓の取替とは，単独水栓から単独水栓への取替とするが，同型には限定しない。

(2) 管工事

① 鋳鉄管施工基準

ア 総則

給水管は十分な強度を有するものであって、耐久性、耐食性に優れ、かつ水質に影響を与えないものでなければならない。

給水管には多種多様なものがあるが、その選定に当たっては、埋設環境、水質条件等を考慮し、規格品を使用することとし、また各種団体規格に定められた水道用規格品を使用すること。

水道用ダクタイル鋳鉄管の規格は、JWWA G 113、内面の規格は、JWWA A 113、およびJWWA G 112とし、水道用ダクタイル異形管はJWWA G 114、内面の規格はJWWA G 112とする。

イ 管種

管は、内圧および外圧のいずれにも耐える強度を持つものでなければならない。内圧は、実際に使用する管路の最大静水圧と水撃圧を考慮し、外圧は、土圧、路面荷重および地震力等を考慮する。また、埋設場所の諸条件、すなわち土質状態、地下水の状況、他の埋設物の有無および路面荷重等を考慮する。

継手の種類によっては異形管防護を必要とする。

K形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径75mm～350mmとする。

SⅡ形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径100mm～350mmとし、地盤変動の著しい箇所（耐震用、軟弱地盤など）に使用する。

ウ 接合工法

鋳鉄管の接合方法は、次のとおりとする。

ボルトの締付けトルク表（A形・K形・KF形・SⅡ形・S形）

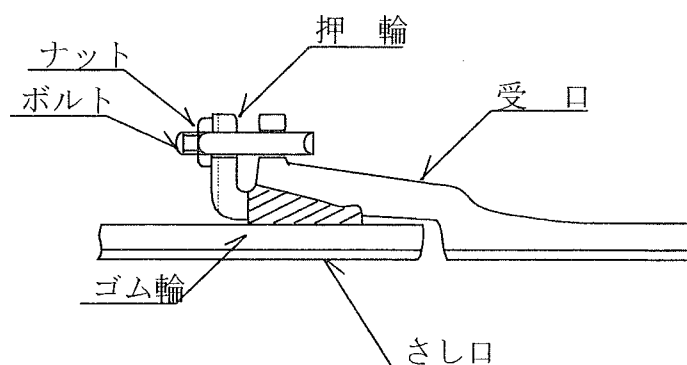
使用管径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI単位)	kgf・m (従来単位)
75	M16	60	6
100～600	M20	100	10
700～800	M24	140	14
900～2600	M30	200	20

備考 締付けトルクは初期の値を示す。

フランジボルトの締付けトルク表

使用管径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI単位)	kgf・m (従来単位)
75～100	M16×75	60	6
200	M16×80	60	6
250～300	M20×85	90	9
350	M20×95	120	12

(7) K形接合



継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a 管を清掃する。この場合、さし口外面端より約40cmおよび受口内面並びにボルト孔などに付着している油、砂、その他の異物をきれいに取除く。
- b さし口に押輪をあらかじめはめこんでおく。
- c さし口外面、受口内面およびゴム輪の全面に滑剤を塗布する。
- d ゴム輪をさし口に、押輪と同様あらかじめはめこんでおく。この場合、ゴム輪の方向を間違えないようにして、さし口端面から15～20cmの位置まで入れる。
- e さし口を受口内面に挿入する。この場合、将来の管路伸縮、たわみ等を考慮して、さし口端面と受口底部との間に数ミリメートルのすきまを開けておく。
- f ゴム輪を受口内面の所定の位置に片寄らないように挿入した後、押輪をセットし、管と押輪のボルト孔の中心を合わせる。
- g 清掃されたボルトを対称の位置に押込んで仮締めし、ゴム輪をほぼ所定の位置に挿入する。
- h スパナ又は、ラチェットレンチで締付ける。この場合、片締めにならないよう注意すること。
- i 全部のナットが、規定のトルクに達しているかどうかを順次確認する。一度規定のトルクまで締付けてあっても、隣のナットを締付けると緩みがちとなるから、最後は、特に細かく数回にわたり、満遍なく締付け確認すること。締め終わったら、所定の強度に達したか、トルクレンチを用いて確認すること。

(2) 分岐工事等の立会検査

① 分岐工事および分岐止工事の立会検査区分

指名給水装置工事主任技術者（以下「指名主任技術者」という。）の立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径 (mm)	分岐する管	口径 (mm)	分岐材料	立 会 検 査		
					公道	私道	宅地内
鑄 鉄 管	75～350	ポリエチレン管	20～25	ナット付分水栓	○	×	×
			40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	○	×	×
		鑄鉄管	75 以上	割丁字管	○	○	○

※その他、局検査員が立会を必要と認めるものについては、立会検査を行う。

② 分岐工事の時期

ア 分岐穿孔は、給水装置工事の最終工程で行うことを原則とする。

イ 開発行為等の給水装置工事の配水管からの分岐穿孔工事は、給水管布設後の最終工程とするが、特別な事情がある場合についてはこの限りでない。

(3) 通水作業の立会検査

① 通水作業の立会検査区分

指名主任技術者立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径(mm)	取出管口径(mm)	分岐材料	立会検査
鑄鉄管	75~350	20~25	サドル付分水栓	×
		40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	×
		75以上	割丁字管	○
ポリエチレン管	13~50	13, 20, 25	サドル付分水栓	×
		同口径分岐	ポリエチレン管用チーズ	×
※その他、局検査員が立会を必要と認めるものについては、立会を行う。				

② 通水方法

ア 50mm以下の場合

50mm以下の給水管の通水作業を行う場合は、出水量を調整しながら分岐部分において、一度排水を行う。その後、管を接続し、管の末端で再び出水量を調整しながら管の洗浄を行う。

イ 75mm以上の場合

(ア) ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

- a 通水作業を行う前に、局検査員の立会を求めるとともに、管洗浄用水計測メーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を払出する。
- b 局検査員立会のもと穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し、管を接続する。
- c 局検査員の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を二替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止しておく。
- f 約一日経過後、施工した指定事業者が採水し、水質の確認は水道局が行う。
- g 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、水道局に返却する。

- イ 50mm以下の公道以外の撤去工事（切り離し箇所の写真）
- ウ メーター以下の改造工事（検査員が必要と認めるものは除く）
- エ 道路路面復旧工事
- オ 修繕工事（検査員が必要と認めるものは除く）

⑥ 現場検査の省略

- ア 水洗化工事でフレキシブル継手による接合のもの
- イ 給水栓，ボールタップ等の給水用具および取付用の設備を撤去する工事
- ウ 埋設管の位置を変更する工事（設計審査で立会が必要と判断されるものは，工事中に立会う）

(6) 指定事業者が行う完成検査

- ① 指定事業者（主任技術者）は，完成図書の検査と現地検査を行い工事竣工検査表により，給水装置の構造および材質基準に適合していることならびに，水道局の取扱基準に適合していることを確認する。
- ② 給水装置の使用開始にあたっては，水圧試験を行い，メーター設置後，通水，管内洗浄，水質の確認（臭気，味，色，濁り，異物）を行う。

(7) 水質試験

① 基本事項

- ア 水質試験のための採水は，局検査員の指示により行うこと。
- イ 採水した水は，施工した指定業者が浄水課水質試験係に届ける。
- ウ 水質試験は，函館市水道局浄水課水質試験係が行う。

② 新設铸铁管布設工事の水質試験

- ア 管洗浄終了後，局検査員の指示により水質試験のための水を採水する。
- イ 試験水は，铸铁管布設管路のそれぞれの末端から採水する。
- ウ 試験項目は，次のとおりとする。

- (ア) 濁度，色度，pH値，残留塩素検査：採水ビン 500ml 2本
- (イ) 一般細菌検査：滅菌採水ビン 100ml 1本

③ 受水槽式給水の水質試験（共同住宅等の特例検針を認める場合）

- ア 受水槽の清掃および給水設備の管洗浄終了後，水質試験のための水を採水する。
- イ 採水は，受水槽内と最上階等の末端給水栓の2箇所とし，それぞれ採水ビン 2000ml 1本，滅菌採水ビン1本ずつとする。
- ウ 水質試験は，函館市水道局浄水課水質試験係で行い，試験項目は，次のとおりとする。

- (ア) 濁度，色度，pH値，残留塩素検査等：採水ビン 2000ml 2本
- (イ) 一般細菌検査：滅菌採水ビン 100ml 2本

第2部 給水装置工事手続等の取扱

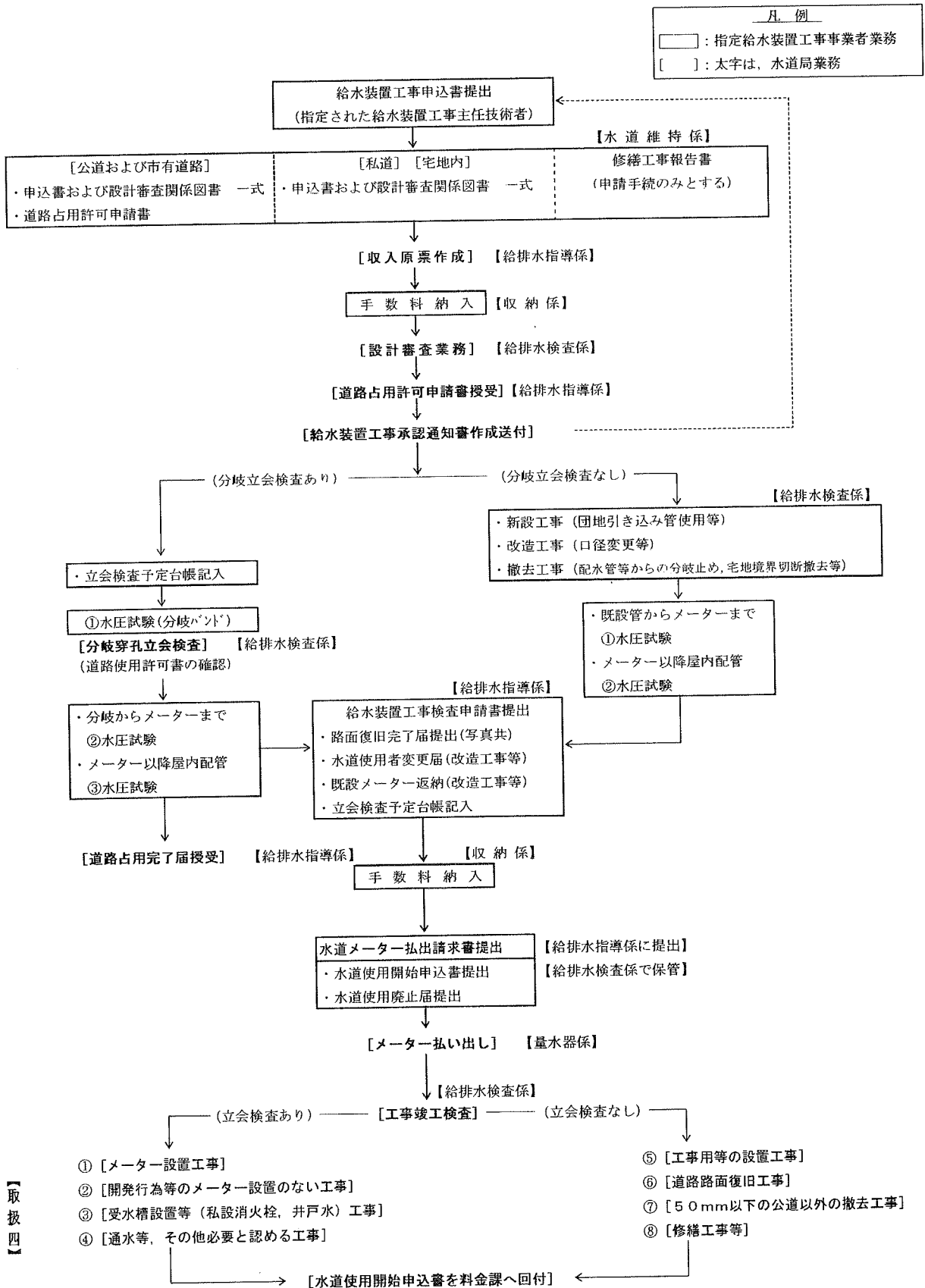
1. 手続等業務のフロー	1
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー	1
(2) 修繕工事の基本フロー	2
2. 申請の手続	3
(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）	3
① 申請時期と提出手続	3
② 給水装置工事の種別による申込の取扱	3
③ 申請書様式作成例（別紙）	3
(2) 道路占用許可申請	3
① 申請時期と提出手続	3
② 申請書様式作成例（別紙）	4
③ 工事関係諸官公庁	5
(3) メーターの受け渡し	6
① 受け渡し手続	6
② 払出時期等	6
③ 水道メーター貸与の特例	7
④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱	7
(4) 工事中止の申請	7
(5) 給水装置工事検査申請	8
① 申請時期と提出手続	8
② 道路占用完了届の提出	9
(6) 立会検査の申請	10
① 申請の方法	10
② 検査員の指示	10
③ 給水装置工事検査区域割図	11

(7) 修繕工事等の報告	1 2
① 修繕工事報告書の提出	1 2
② 軽微な変更届の取扱	1 2
③ 使用水量等の認定	1 2
④ 凍結解氷作業の報告	1 2
(8) その他	1 2
① 閉栓を依頼されたときの手續	1 2
② メーターの返納および亡失	1 2
③ 開栓を依頼されたときの手續	1 2
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7
9. 貯水槽水道の取扱	6 1

第 2 部

1. 手続等業務のフロー

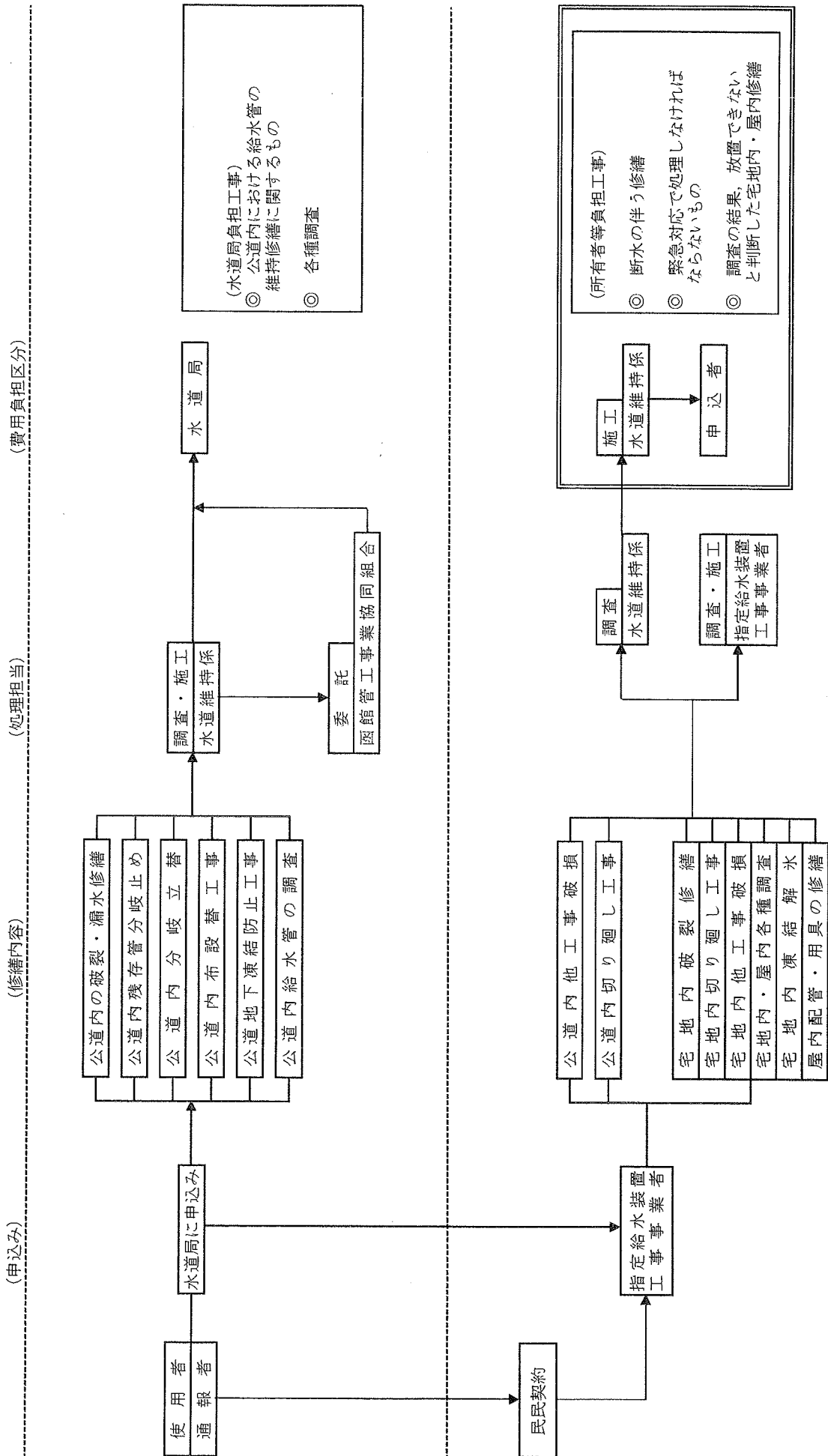
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



【取扱四】

(2) 修繕工事の基本フロー

指定事業者または水道局が行う修繕工事の全体の流れは、次のとおりである。



2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、業務課給排水指導係窓口で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導係窓口に出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を料金課窓口に出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

イ 撤去工事は、改造工事とする。

③ 申請書様式作成例（別紙）

(2) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

道路占用許可申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に水道局に提出する。

なお、道路使用許可申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出する。

提出から許可までの概算日数は概ね次の通りである。

市道	約1週間～2週間	国道	約2週間以内
道道	約3週間～4週間	警察	約5日間以内

イ 提出の手続

(ア) 提出部数

種 別	区 分	道 路 占 用			道 路 使 用
		国 道	道 道	市 道	警 察
申 請 書		1 (3枚複写)	1 (4枚複写)	1 (5枚複写)	1 (3枚複写)
仕 様 書		3	4	1	1
位 置 図 (市 内 全 体 図)		3	4	—	2
位 置 図 (道 路 台 帳 図)		3	4	—	2
断 面 図 ・ 平 面 図		3	4	3	2
保 安 施 設 様 式 図		2	—	—	—
道 路 占 用 変 更 許 可 内 訳 書		—	4 (水道局にて作成)	—	—
占 用 工 事 着 手 ・ 竣 工 届		1	1	1	—
理 由 書 (3 年 規 制 道 路 掘 削)		—	—	1 (3年規制のみ)	—
埋 設 管 理 め 殺 し 願 い		—	—	1 (分岐止工事のみ)	—

(イ) 添付図書

- a 占用数量表
- b 位置図 (S=1/2, 500~1/10, 000)
- c 占用平面図 (S=1/100~1/500)
- d 占用物件構造図
- e 道路復旧図
- f 道路使用図 (交通確保状況図)
- g 道路台帳 (市道の消火栓設置の場合)
- h 仕様書
- i 廃止平面図
- j 廃止に伴う埋め殺し理由書 (市道の場合)
- k 3年規制掘削理由書 (市道の場合)

(ウ) 道路使用許可申請

申請者は、2部作成し提出するが、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄の警察署と協議すること。

② 申請書様式作成例 (別紙)

③ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館土木現業所 事業部事業第一課管理係	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 維持課施設管理係	(代)21-3408
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 事業部下水道課管渠第1係 管渠第2係	(代)27-8763
		(代)27-8764
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111
		43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予 防 課 警 防 課	22-2144
		22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

(ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道使用開始申込書」、「水道メーター払出請求書」を給排水指導係窓口に提出する。

給排水指導係窓口担当者は、「給水装置工事検査申請書」の確認と完成立会検査日を確認し、「水道メーター払出請求書」に記入の後、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。

(イ) 申請者は、「手数料納入通知書」を料金課窓口へ提出し手数料を納入する。

(ウ) 申請者は、庁舎地下のメーター保管庫で、「手数料の領収書」、「水道使用開始申込書」、「水道メーター払出請求書」を量水器係担当者に提出し、水道メーターを受取る。

イ メーターの返納が伴う場合

(ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取りと返納を同時に行うことを原則とする。

(イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

② 払出時期等

ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。

設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

(c) その他

・分岐止（宅地内，道路内）

なお，写真撮影等については，道路占用完了届の提出アの基本事項のとおりとする。

g 路面復旧完了届

なお，給水装置工事検査申請書の提出は，第2部6ページ（3）メーターの受け渡しの取扱による。

② 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

(ア) 申請書等に添付する写真は，所定の台紙（別紙）に，1枚ずつ貼ること。

(イ) 工事写真には，工事名，施工年月日，施工箇所，占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 市道，道道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着工前全景

b 埋設物件（埋設深度）

c 路面復旧後全景

ウ 国道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 工事竣工後全景

c 工事実施状況（工事状況全景）

d 誘導員配置状況

e 根掘り

f 埋戻し

g 転圧状況（路床または路盤）

h 分岐穿孔

i 埋設深度

j 路盤厚寸法

k 転圧状況（路盤）

l 細粒度アスコン厚寸法

m その他，道路管理者が必要と認めたもの

(6) 立会検査の申請

① 申請の方法

- ア 立会検査は，来局して「立会検査予定台帳」に必要事項を記入する
- イ 「立会検査予定台帳」の記入者は，指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者
- ウ 対象とする工事
 - (ア) 立会を指定している分岐穿孔工事
 - (イ) 濁水の発生，水圧低下の恐れがある通水作業
 - (ウ) メーターを設置する工事
 - (エ) 特殊器具を設置する工事
 - (オ) 受水槽を設置する工事
 - (カ) その他必要と認める工事

② 検査員の指示

- ア 検査員は，工事工程等について事前に打合せを求めることがある。
- イ 検査員は，立会の際に必要な応じた指示をすることがある。
- ウ 指示に従わない場合，または不適切な技能者が従事しているときは，工事を一時中止させることがある。

(7) 修繕工事等の報告

① 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、すみやかに届け出なければならない。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

② 軽微な変更届の取扱

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に届け出なければならない。

③ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、水道局の基準に基づき行う。

④ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに届け出なければならない。

(8) その他

① 閉栓を依頼されたときの手続き

ア 閉栓は、水道局が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、すみやかに量水器係へ返納すること。

② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、すみやかに管理者に届け出なければならない。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

③ 開栓を依頼されたときの手續

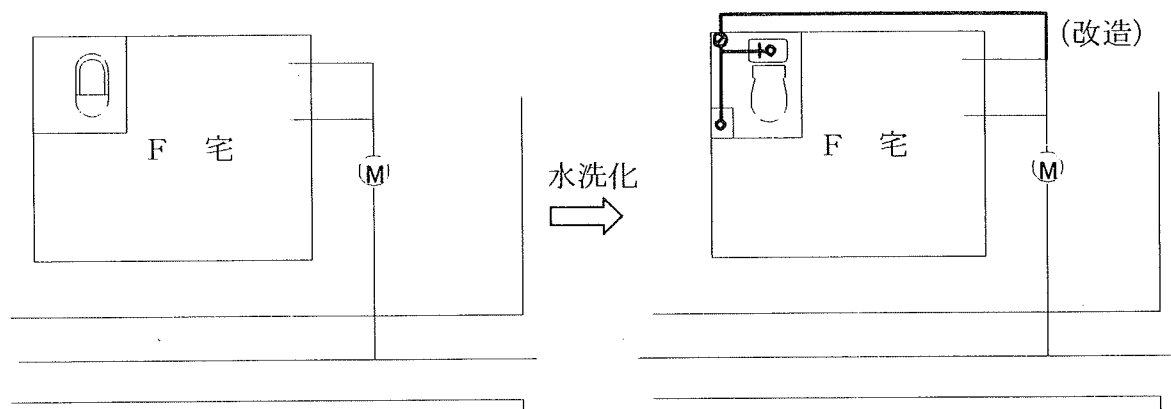
ア 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、水道局に申込すること。

イ 開栓は水道局が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

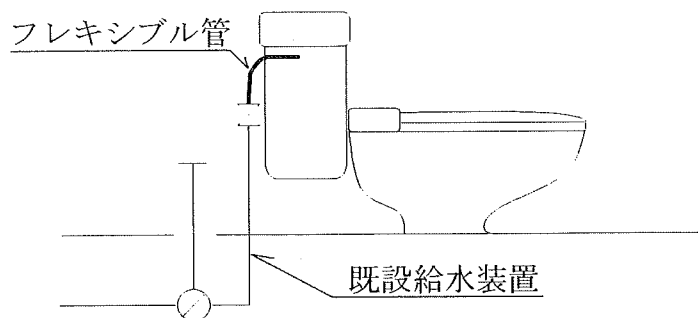
② 排水設備計画確認申請に伴う給水装置工事の申込みと設計審査の申請

ア 水洗化工事と給水装置の新設・改造工事がある場合は、同時に給水装置工事申込書を申請し、設計審査手数料を納付する。

イ 水洗化工事に伴い、給水装置の改造工事（水洗便所のみには接合）がある場合は、給水装置工事申込書を添付して申請し設計審査手数料を納付する。



ウ 水洗化工事に伴うフレキシブル管の接合の場合は、給水装置工事申込書を添付し、条例第35条の規定により設計審査手数料を免除する。



③ 排水設備工事完成届に伴う給水装置工事検査の申請

ア 水洗化工事と給水装置の新設・改造工事がある場合は、同時に給水装置工事検査申請書を申請し、工事検査手数料を納付する。

イ 水洗化工事に伴い給水装置の改造工事（水洗便所のみには接合）の場合は、給水装置工事検査申請書を添付し、工事検査手数料を納付する。

ウ 水洗化工事に伴うフレキシブル管の接合の場合は、給水装置工事検査申請書を添付し、条例第35条の規定により工事検査手数料を免除する。

5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱

(1) 目的

函館市上水道の給水区域内における開発行為等（以下「宅地造成」という。）に伴う給水装置工事は、「給水装置工事に係る取扱」およびこの取扱により計画し、実施にあたっては、事前に関係部局と十分に打合せを行うものとする。

(2) 給水本管等の寄付について

- ① 宅地造成地内の道路に布設される給水本管（各戸引込み管を除く。）等は、市への寄付について協議するものとする。
- ② 協議が整ったときは、給水装置工事の申込時に、水道施設寄付申込書を提出するものとする。
- ③ 寄付採納の基準は、別に定める「水道施設の寄付採納要綱」による。

(3) 各戸引込み管の所有権について

各戸引込み管の所有権は、原則として宅地購入者に帰属するよう協議するものとする。各戸引込み管を布設する場合は、事前協議の際にその所有について明示した文書を提出させるものとする。

(4) 設計要領

- ① 宅地造成地内の道路幅員が相当広くなる場合は、原則として、道路の両側に管を布設する。
- ② 管種
 - ア $\phi 75\text{mm}$ 以上の管は、ダクタイル鋳鉄管とする。
 - イ $\phi 50\text{mm}$ 以下の管は、ポリエチレン管とする。
- ③ 口径
 - ア 宅地内に引き込む管は、各戸の給水量が十分確保できること。
 - イ 消火栓を設置する場合、消火栓までは、 $\phi 100\text{mm}$ 以上とする。
- ④ 消火栓および中間バルブ等の設置
 - ア 消火栓の設置は、市消防本部と打合せした位置とする。この場合、将来建物が建築されたとき、玄関、車庫等の出入口とならないよう決定する。
 - イ 道路上および宅地内に設置する中間バルブは、維持管理に支障のない位置に設置する。
 - ウ 給水管末端に設置する排水バルブは、必要と認めた場合に設置するものとし、管内水を速やかに排水できる位置とする。

(5) 宅地造成の給水装置にかかる事前協議申出書等

① 開発行為等に伴う給水装置工事の事前協議申出書

宅地造成を計画した場合は、第1号様式により事前協議するものとする。

事前協議が完了した場合は、協議成立内容について、第2号様式により通知する。

② 各戸引込み管を布設する場合の届出文書は、第3号様式により届出する。

(6) その他

① 申込者が給水本管を寄付しない場合は、維持管理等の責任区分について、十分説明するものとする。

② 都市計画法の規定に基づかない小規模な宅地造成においても、この取扱に準じて打合せを行うものとする。

(第1号様式)

開発行為等に伴う給水装置工事事前協議申出書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
水道局長

様

住所
申請者

氏名 印

電話 () -

次の開発行為に伴う給水装置工事について、設計図書を添えて事前協議を申し出ます。

申請箇所	函館市 町 丁目 番 号
宅地面積および 宅地区画数	宅地面積 m ² (区画)
予定建築物の用途	
予定工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
住所 設計者 氏名	電話 () -
備考	
添付書類 (提出数各2部)	1 開発行為の場所および付近の見取図 2 給水施設計画平面図および造成計画平面図

【取扱四】

事前協議内容

1. 給水施設の内容

- (1) 別添計画平面図のとおり
- (2) 各戸引込み管

布設する ・ 布設しない

2. 給水本管等の寄付について

宅地造成地内の道路に布設される給水本管（各戸引込み管を除く）および消火栓は，開発行為完了公告の日の翌日，市に寄付しますので管理してください。

3. 各戸引込み管を布設する場合の維持管理

各戸引込み管の所有については，別紙のとおりとしますが，宅地購入者が各戸引込み管より給水装置工事を行うまでの間は，私共が全責任を持ちます。

4. その他

(第2号様式)

函 水 業 第 号 平成 年 月 日	
様	
函館市公営企業管理者 水道局長	
平成 年 月 日付で事前協議の申し出があった開発行為に伴う給 水装置工事について、申し出のとおり協議が成立しましたので通知します。	
申 請 箇 所	函館市 町 丁目 番 号
宅地面積および 宅地区画数	宅地面積 m ² (区画)
予定建築物の用途	
予 定 工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
住 所 設計者 氏 名	電話 () -
摘 要	

【取扱四】

協議内容

1. 給水施設の内容
別添計画平面図のとおり
2. 給水本管等の寄付について
給水本管等は寄付採納しますので、給水装置工事申し込みの際に別紙「水道施設寄付申込書」を添付してください。
3. 協議内容で、提出されるそれぞれの書面の記載事項については、申請人の方で充分留意，守ってください。

(第3号様式)

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
水道局長 様

住所
申請者
氏名 印

各戸引込み管の所有について

このことについて、次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、各戸引込み管を布設しますが、その所有区分および維持管理については、下記のとおりとします。

開発行為申請場所

函館市 町 丁目 番 号（ 区画）

記

- 1 各戸引込み管の所有権は、不動産売買により宅地購入者へ帰属するものとします。
- 2 各戸引込み管に引き続いて給水装置工事が施工されない期間中は、その維持管理について、私共で全責任を持ちます。

以上

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者
水道局長 様

住所
申請者 氏名 印

次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、（給水本管，消火栓）は、当面着局に寄付できません。

今後生ずる維持管理費用等については、一切私共で責任を持ちます。

なお、給水管等の所有者が変更になった場合でも新所有者に当該給水本管等の維持管について引継ぐものとし、貴局にはご迷惑を掛けません。

開発行為申請場所

函館市 町 丁目 番 号

以 上

【取扱四】

7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱

(1) 目的

共同住宅等で、受水槽式により給水設備から給水する各戸と、直結式により給水装置から給水する各戸で、水道料金および下水道使用料の賦課に不均衡が生ずることから、それを解消するため、受水槽式給水の共同住宅等の設置者または所有者等から、各戸検針および水道料金等の徴収の申請（以下「特例検針」という。）を受けるときの取り扱いを定める。

(2) 特例検針の対象とする適用基準

- ① 建物の各戸が全て住居になっている共同住宅であること。
- ② 建物の各戸が店舗等併用になっている場合、受水槽以下において住居のみに給水している共同住宅であること。
- ③ 受水槽以下の給水設備から、給水を受ける各戸は原則として、住居専用とすること。ただし、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるものについては、特例検針の対象とすることができる。（例：管理人室、集会所、共用栓および消防用設備等）
- ④ 受水槽以下の給水設備から、給水を受ける各戸は全てを特例検針とすること。
- ⑤ その他管理者が必要と認めるもの。

(3) 給水設備の構造および材質

受水槽以下の給水設備は水道法の適用外であり、給水装置として認められないため、構造および材質基準は、建築基準法および建築基準法施行令等に定める基準に適合していること。

(4) 管理責任者

特例検針を申請する設置者または所有者等を管理責任者とし、「管理責任者届」により届け出ること。

(5) 貸与メーターの取扱

① メーターの貸与

受水槽以下の給水設備は水道法の適用外であるが、当該取扱に適合する場合、管理者は、特例として直結式給水と同様に、水道の使用者または管理人もしくは建物の所有者に水道メーター（以下「メーター」という。）を貸与する。

② メーターの名称

ア 参考メーター

参考メーターとは、特例検針する共同住宅等の受水槽の上流側に設置するメーターをいう。

イ 各戸メーター

各戸メーターとは、各戸ごとに設置するメーターをいう。

ウ メーターの器種

接線流羽根車式乾式デジタル表示（直読式）水道メーターとする。

③ メーターの設置基準

ア 参考メーターは、原則として検針、点検等が容易にできる屋外とする。

イ 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置すること。

ウ 凍結防止のため、メーターの設置は、上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ）の順に設置すること。

エ メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。

オ 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉できないときは、管理する者を常駐させること。

(6) 給水装置工事に関する申請手続

① 給水装置工事設計審査申請

ア 新設工事の申請

配水管等の分岐から受水槽流入ボールタップまでを新設工事として申請をすること。なお、審査を受けた後に内容を変更するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

イ 改造工事の申請

(ア) 既に受水槽流入ボールタップまで給水装置として使用している既存共同住宅等を、特例検針する場合は、受水槽の上流側に管理者が貸与しているメーターを参考メーターに変更するため、改造工事として申請すること。

(イ) 既に特例検針を受けている共同住宅等で、給水装置を一部変更するなどの場合は、改造工事として申請すること。

ウ 既に特例検針を受けている共同住宅等の受水槽以降のメーター位置変更等の改造工事は、現況の設備図書と改造工事を行う部分の設計図書を参考図書として届け出ること。

② 給水装置工事検査申請と給水設備の現地確認

ア 給水装置工事検査の申請

(ア) 新設、改造工事とも工事検査申請書が提出された後、給水装置の検査と給水設備の現地確認を同時に行う。

(イ) 新設工事の場合は、受水槽内の水を管理者が採水し水質検査を行う。

イ 給水設備の現地確認内容

(ア) 参考メーター設置箇所

(イ) 各戸メーター設置箇所

(ウ) 受水槽および配管状況

(7) 特例検針に係る協議

- ① 設計審査と同時に特例検針を申請するときは、申請前に受水槽以下の設計図書等により事前に管理者と協議を行うこと。
- ② 「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針認定申請書」に受水槽以降の給水設備関係図書を参考として添付し、提出すること。
- ③ 提出する受水槽以降の参考図書は、つぎのとおりとする。
 - ア 位置図，建物平面図，配管系統図，配管立体図，パイプシャフト詳細図，メーター設置図
 - イ 受水槽等詳細図およびポンプ・受水槽配管図
 - ウ その他管理者が必要と認める書類

(8) 協定書の取り交し等

- ① 設計審査，現地確認および水質検査の結果，特例検針を認めるときは，管理者が定める「協定書」を取り交わす。
なお，協定書は2通作成し，各自その1通を保有するものとする。
- ② 管理責任者の変更届
協定を結んだ管理責任者に変更があった場合は，「管理責任者変更届」により届け出ること。

(9) メーターの払出

「給水装置工事申込書」を提出し，管理者が発行する「給水装置工事承認通知書」を受けた後，特例検針に伴う協定書等の関係書類を提出する。

協定書を取り交した後，「水道メーター払出請求書」により，メーターを払い出しする。

(10) 維持管理

① メーターの維持管理

- ア メーターの貸与を受けた者は，き損，亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
- イ 貸与を受けたメーターをき損または亡失した者は，弁償しなければならない。
- ウ 冬期間の凍結を防止するため，適切な保温を行うこと。また，長期不在になる場合は，住居等の水抜きを行うこと。
- エ 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は，管理者に届け出て各戸メーターを閉栓（取り外し）すること。また，入居する場合は，管理者に届け出てメーターを開栓（取り付け）すること。

② 受水槽以下の給水設備の維持管理

- ア 管理責任者は，受水槽以下の設備について，善良な注意をもって水質の汚

染または漏水のないよう維持管理すること。

イ 管理責任者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等を遵守し、1年以内ごとに1回、受水槽、高置水槽等の清掃を行い、水質の安全を図ること。

ウ 前項の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について「受水槽清掃用水使用申込書」を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

また、使用後は、「受水槽清掃用水使用報告書」を提出する。使用水量料金は、水売却の取扱により、申込者に請求する。

エ 検針の結果、異常があるときは点検調査を行う。点検により異常が確認されたときは管理者の指示に従い適正な措置を講じること。

オ 参考メーターと各戸メーターの合計に差水量が発生し、原因が漏水等による場合は、速やかに修繕を行うこと。

カ 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に管理者と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料の徴収をしない。

(11) 認定の廃止

管理責任者は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに管理者に「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針廃止届」を提出しなければならない。

(12) 認定の取消

管理者は、管理責任者が協定書に記載された事項を履行しないとき、または指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。

(13) 水道料金等の徴収

① 検針

管理者は、共同住宅等の受水槽以下の各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに1回検針する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

② 水道料金等の徴収

水道料金等は、使用者から徴収する。その他、料金等に関する取り扱いは、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業下水道条例の規定による。

(14) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

受水槽式給水の共同住宅等の 特例検針認定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

申請者	設置者または所有者 (給水設備の管理責任者)	住所			
		氏名	印	電話	
共同住宅等の名称					
共同住宅等の設置場所		函 館 市 町 丁目 番 号			
管理する者の連絡先		住所			
		氏名		電話	
建物の概要		家庭用 (戸) ・ 一般用		}	
		公衆浴場用 (戸)			
		種 類	<input type="checkbox"/> 分譲	<input type="checkbox"/> 賃貸	
		管 理 する 者	<input type="checkbox"/> 常駐	<input type="checkbox"/> 非常駐	
		共 同 玄 関 規 制	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		パイプシャフト施錠	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		階 数 (階建)			
各戸水道メーター 口径および数量		口径 mm	個	口径 mm	個
参考メーター口径		口径 mm	個		
受水槽以下給水設備 の設計者		住所			
		氏名		電話	
受水槽以下給水設備 の施工者		住所			
		氏名		電話	
着手予定年月日		年 月 日			
竣工予定年月日		年 月 日			
摘 要					

協 定 書

函館市水道局（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙が設置または所有する函館市 町
丁目 番 号にある建築物の受水槽以下の給水設備に、甲が、
水道メーター（以下「メーター」という。）を貸与し、検針および水道
料金の徴収を行う（以下「特例検針」という。）ことについて、次のと
おり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、共同住宅等で水道法適用外の受水槽以下の給水設
備から、給水を受ける各戸が住居専用の場合、設置者等から特例検針
の申請があったとき、直結式により給水を受けている使用者と同様に
検針し、水道料金と下水道使用料の徴収を行うことを目的とする。

（管理責任者）

第2条 管理責任者は、協定を締結する乙とする。

（メーターの貸与）

第3条 甲は、水道の使用者または管理人もしくは建物の所有者にメー
ターを貸与する。

2 器種は、直読式のデジタルメーターとする。

3 メーターの設置は、受水槽上流側に参考メーターと、各戸ごとの各
戸メーターとする。

4 メーターの払出しは、協定締結後、「水道メーター払出請求書」に
より行う。

(給水設備の構造および材質)

第4条 受水槽以下の給水設備は、建築基準法および建築基準法施行令等に定める基準に適合していなければならない。

(メーターの設置基準)

第5条 メーターの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 参考メーターは、原則として検針、点検が容易にできる屋外とする。
- (2) 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置する。
- (3) 凍結防止のため、メーター上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ）の順に設置すること。
- (4) メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。
- (5) 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉出来ないときは、管理する者を常駐させること。

(メーターの維持管理)

第6条 乙は、メーターの維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) き損または亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
- (2) き損または亡失したとき、乙は弁償をしなければならない。
- (3) 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在の住居等は、水抜きを行うこと。
- (4) 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は、甲に届け出て、メーターを閉栓（取り外し）すること。また、入居するときは、甲に届け出て、開栓（取り付け）すること。

(給水設備の維持管理)

第7条 乙は、受水槽以下の給水設備の維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) 善良な注意をもって水質の汚染，または漏水のないように管理すること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等を遵守し，1年以内ごとに1回，受水槽，高置水槽等の清掃を行い，水質の安全を図ること。
- (3) 受水槽等の清掃を行うときは，事前に清掃用水の使用について受水槽清掃用水使用申込書（第4号様式）により甲に届け出て許可を受け，使用後は受水槽清掃用水使用報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

使用水量料金は，甲の定める水売却の取扱により，受水槽清掃用水使用申込者に請求する。

- (4) 受水槽以下の給水設備を変更する場合は，事前に甲と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず，審査，検査手数料は徴収しない。

(異常水量の取扱)

第8条 検針の結果，水量に異常があるときは甲が点検調査を行うことができる。

- 2 異常が確認されたとき，または参考メーターと各戸メーターの合計水量に差が生じた場合，乙は，速やかに修繕等を行うこととする。

(認定の廃止)

第9条 乙は，特例検針を廃止しようとするときは，速やかに特例検針廃止届（第6号様式）を提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 甲は，乙が協定書に記載された事項を履行しないとき，または甲の指示に従わないときは，認定を取り消すことができる。

8. 私設消火栓等の取扱

(1) 目的

直結する私設消火栓等は給水装置であり、設置箇所ごとの適正な管理を図るため取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「私設消火栓」とは、函館市水道事業給水条例第4条第2号に定める消防用を使用するもので、管理者が封かんしたものをいう。
- ② 「私設消防用設備」とは、消防法施行令第7条に定める設備のうち、水道を水源とし、個人等が所有し管理する施設の屋外消火栓、屋内消火栓、消防設備用水槽、防火水槽をいう。
- ③ 「公設消火栓」とは、消防水利の中で水道法第24条の規定により函館市水道局と函館市消防本部との協定書に基づき設置する地上式消火栓、地下式消火栓をいう。
- ④ 「公設防火水槽」とは、函館市消防本部が所有し管理する防火水槽をいう。
- ⑤ 「メーター」とは、管理者が貸与する水道メーターをいう。
- ⑥ 「参考（自己）メーター」とは、所有者等が購入し設置したメーターをいう。

(3) 消火栓等の設置および管理等

消火栓等の設置および管理は、別表の区分のとおりとし、函館市水道事業給水条例による。

(4) 消火栓の型式等

公道および公道に準ずる私道に設置する消火栓の型式等は次のとおりとし、メーター以下に設置する私設消防用具の器具等については、所有者の選択とする。

- ① 地上式消火栓は函館市型とし、栓体口径は150mmとする。
- ② 地下式消火栓は口径100mmの函館市型とし、副弁を設置する。副弁はボール式C型バルブとする。

(5) 私設消火栓の使用届等

私設消火栓を使用する場合の取扱は、次のとおりとする。

- ① 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、私設消火栓消防演習使用届（第13号様式・第40条関係）を提出し、管理者の指定する職員の立会を要する。なお、封かんは、管理者が行う。
- ② 参考（自己）メーターを設置しているものを一時的に専用給水装置として使用する場合は、管理者に水道使用開始申込書（第5号様式・第36条関係）と水道使用廃止届（第10号様式・第40条関係）を同時に提出し承認を受けるものとする。
- ③ メーターの設置されている給水装置と共用のもの、またはメーターが設置さ

れている私設消防用設備は、専用給水装置であり使用に係る規制はない。

(6) 公設消火栓の使用

公設消火栓は、消防または消防の演習以外に使用できない。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

- ① 地震、風水害等の災害時の場合。
- ② 公共事業等で特別の事情があり、緊急に水の使用を必要とする場合。

(7) 料金の算定

消火栓の使用および私設消防用設備の水道料金の算定は、次のとおりとする。

- ① 公設消火栓
管理者が別に定める。
- ② 私設消防用設備（メーターの設置されているもの。）
 - ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。
 - イ 定期検針により 1m^3 以上の水量が出た場合は、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。
- ③ 私設消火栓（封かんされたもの。）
 - ア 専用給水装置として使用する場合は、携帯用メーターにより計量し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。
 - イ 消防または消防の演習以外の無届け使用の場合は、使用した者に対し給水条例第40条に規定する過料を科する。
- ④ 私設消火栓（参考（自己）メーターの設置されているもの。）
 - ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。
 - イ 定期検針により 1m^3 以上の水量が出た場合は、参考（自己）メーターによる水量を認定し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

(8) メーター等の設置基準

メーターの設置は、函館市水道局給水装置工事に係る取扱の基準により次のとおりとする。

- ① 私設消火栓等には、管理者がメーターを貸与し、所有者等が設置する。
- ② 参考（自己）メーターの設置されている既設のものは、異状または故障により計量が不可能になったとき、管理者はメーターを貸与し設置する。
- ③ 受水槽式給水による共同住宅等で、特例検針の認定を受ける建物に消防設備用水槽を設置する場合は、その上流側にメーターを設置する。
- ④ 開発行為等により設置する地上式消火栓は、管理者と事前協議を行い、寄付採納されるものはメーターを設置しない。

寄付採納を受けた消火栓は管理者の所有とし、函館市消防本部が管理を行う。

- ⑤ 函館市消防本部所有のもの、若しくは帰属されることが決定している防火水

9. 貯水槽水道の取扱

9. 貯水槽水道の取扱

(1) 目的

貯水槽水道については、管理の不徹底に起因して、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多いことから、水の供給者である水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が、供給規程に基づき、貯水槽水道の設置者に適正な管理を行わせるため、次の取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する水道事業の用に供する水道および専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として定義）
- ② 「簡易専用水道」とは、水道法第3条第7項に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10 m³を超えるものをいう。
- ③ 「小規模貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10 m³以下のものをいう。
- ④ 「供給規程」とは、管理者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、函館市水道事業給水条例をいう。

(3) 貯水槽水道の責任に関する事項

① 管理者が行うこと

ア 貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。

イ 貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

② 設置者が行うこと

ア 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

イ 小規模貯水槽水道の設置者は、簡易専用水道に準じて、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(4) 管理者による指導, 助言, 勧告

① 指導

貯水槽水道の管理について, 貯水槽の清掃をした方が良いと判断した場合等, 設置者に対して定期的な清掃等を伝え, 管理の充実について理解を得ようとする事。

② 助言

指導にも拘わらず, 貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合, このまま放置することにより問題となる事項等を説明し, 再度管理の充実について理解を得ようとする事。

③ 勧告

再三の指導, 助言にも拘わらず改善が行われない場合の, 水道事業者としての最終的な対応で, この場合, 保健所からも指示, 命令等が行われる可能性があることを伝える。

[参考] 函館市保健所の指導等

「函館市簡易専用水道取扱指針」, 「函館市簡易専用水道の管理に関する事務処理要領」および「函館市飲用井戸等衛生対策要領」による。

(5) 管理者による利用者への情報提供

① 貯水槽水道を経由する水道水の仕組みや構造等

② 利用者からの依頼に基づき, 簡易水質チェック (色, 濁り, 臭い, 味, 残留塩素) および貯水槽施設への立ち入りした場合の状況等

③ 検査機関の紹介 ((財) 函館水道サービス協会)

④ 情報提供の方法 (函館市水道局ホームページ, 水道局だより等)

(6) 簡易専用水道の設置者による貯水槽水道の管理および検査

法第34条の2で定める規定に従い行うこと。

(7) 小規模貯水槽水道の設置者による貯水槽水道の管理および自主検査

貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は, 次によるものとする。

① 次に掲げる管理基準に従い, 管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回, 定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物, 汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色, 濁り, 臭い, 味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは, 水質基準に関する厚生省令 (平成4年厚生省令第69号) の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

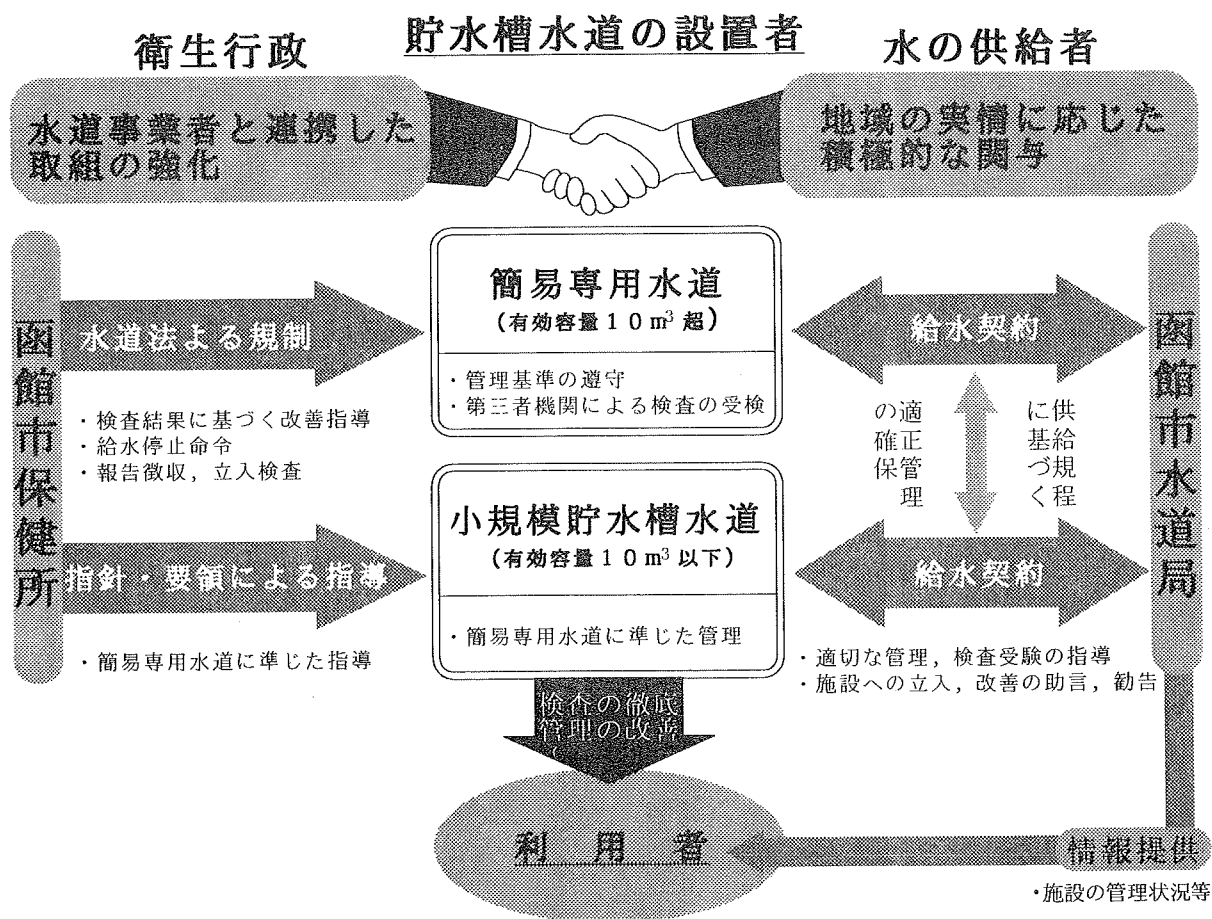
エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは, 直ちに給水を停止し, かつ, その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- ② ①の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、小規模貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

[参考] 自主検査

簡易専用水道の設置者に対しては水道法上の規制があり、小規模貯水槽水道の設置者に対しては、法令上の義務付けはなく供給規程によって簡易専用水道の管理に準じて行うよう努めなければならないこととなっている。

(8) 貯水槽水道の管理の充実



(9) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第5条）	1
(2) 性能基準7項目の解説	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	4
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
(1) 適合性の表示方法	5
(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク	5
① 基本基準適合品に使用する認証マーク	6
② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク	6
(3) 第三者認証機関の共通認証マーク	7
(4) 自己認証品の基準適合証印	7
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9
(1) 管および継手類	9
(2) 分岐用具	9
(3) 栓・バルブ類	9
(4) その他	10
参考資料 給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）	11

第 3 部

1. 給水装置の構造および材質

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合しないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。（水道法第16条）

(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第5条）

- ① 配水管への取付口は、ほかの給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用水量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

※④、⑤、⑦は給水停止条件となる。

(2) 性能基準7項目の解説

給水装置の構造および材質の基準に関する厚生省令により個々の給水管および給水用具が満たすべき性能基準は、次の7項目となる。

基準項目	解 説
①耐圧性能	水道の水圧により給水装置に水漏れ、破壊等が生じることを防止するためのもの。
②浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲料に供される水が汚染されることを防止するもの。
③水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生ずる水撃作用により、給水装置に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
④防食性能	酸、アルカリおよび漏えい電流による侵食を防止するもの。
⑤逆流防止性能	給水装置からの逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生ずることを防止するためのもの。
⑥耐寒性能	給水用具間の水が凍結し、給水用具に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
⑦耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生ずることを防止するためのもの。

※ この性能基準に適合する給水装置工事材料は、すべて使用できる。しかし、性能基準に適合しない給水装置工事材料を使用した場合は、給水拒否または給水停止の要件となる。

2. 給水装置工事材料の性能基準の区分

7項目の性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。

参考として次の表に性能基準ごとに適用する給水装置工事材料を示す。

性能基準	適用する給水装置工事材料
耐圧性能	すべての給水管および給水用具 (最終の止水機構の流出側に設置されるものを除く)
浸出性能	飲料に供される水に接触する可能性のある給水管および給水用具 [適用対象の用具例] ○給水管 ○末端給水用具以外の給水用具 ・継手類 ・バルブ類 ・受水槽用ボールタップ ・先止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ○末端給水用具 ・台所用、洗面所用等の水栓 ・元止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ・浄水器、自動販売機、冷水器 銅合金を使用している給水用具などは、平成15年4月1日から施行される鉛に係る水質基準を満たすものでなければならない。
水撃限界性能	水撃作用を生じるおそれのある給水用具であり、具体的には水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等がこれに該当する。 なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、水撃防止用具を設置するなどの措置を講じなければならない。
逆流防止性能	逆止弁、減圧式逆流防止器、逆流防止装置内蔵型の給水用具
負圧破壊性能	バキュームブレーカー、負圧破壊装置内蔵型の給水用具、吐水口空間により逆流を防止する構造の給水用具 (ボールタップ付ロータンク、自動販売機、冷水器)
耐寒性能	凍結のおそれのある場所において設置される給水用具 なお、凍結のおそれのある場所においてこの基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、断熱材で被覆するなどの凍結防止措置を講じなければならない。
耐久性能	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁等

5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示

規格および仕様品以外の製品については、製品に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしている適合性の表示方法として、消費者や工事業業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら自社検査証印および認証マークが表示される。

しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であることから、表示のない製品については性能基準適合性の証明ができる試験証明書等の提出により確認するものとする。

(1) 適合性の表示方法

適合性の表示方法（シールまたは印刷および打刻、鋳出し等）

	日本工業規格	日本水道協会 品質認証品	自己認証品	函館市仕様品
給水管および 給水用具	JISマーク	JWWA品質認証マーク	自社検査証印	JWWA検査証印等
		表示なし※	表示なし※	

※表示の有無は任意

(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク

日本水道協会品質認証センターで認証した製品は、品質認証マークとして基本基準適合品に表示するマークと特別基準適合品・技術的基準適合品に表示するマークに分別される。

基本基準適合品とは、水道法第16条に基づく給水装置の構造および材質に関する基準に適合した製品をいう。

特別基準適合品とは、基本基準に他の性能項目についての基準を付加した基準であって、品質認証センターが認めた規格であり、JWWA規格等が該当する。

技術的基準適合品とは、水道事業用の資機材や薬品が厚生労働省令で定める基準に適合したものをいう。

なお、JISマーク表示品については、品質認証センターでの認証はしないとされている。

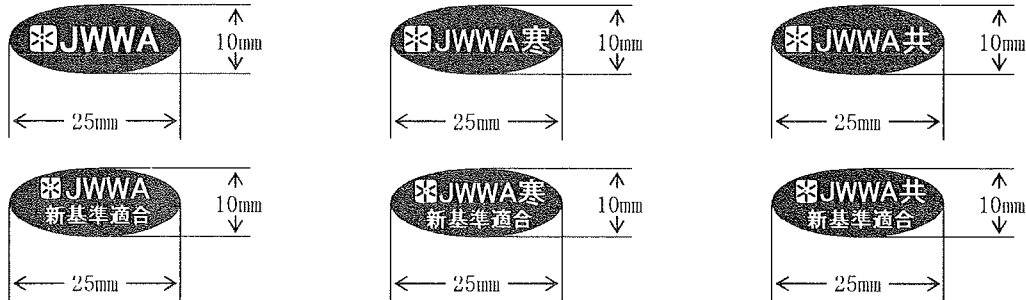
ただし、鉛の対策品と一般認証品とを識別するため、シールまたは印刷等については、JWWAのマークの下に「新基準適合」の文字を表示する。

打刻、鋳出しおよびゴム印等については、マークのそばに「合」という文字を表示する。

品質認証マークは、シールまたは印刷のほか打刻、鋳出しまたは押印等で表示され、品質認証マーク種類および基本の形状・寸法は次のとおりである。

① 基本基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調（地色 青色，文字 銀色）

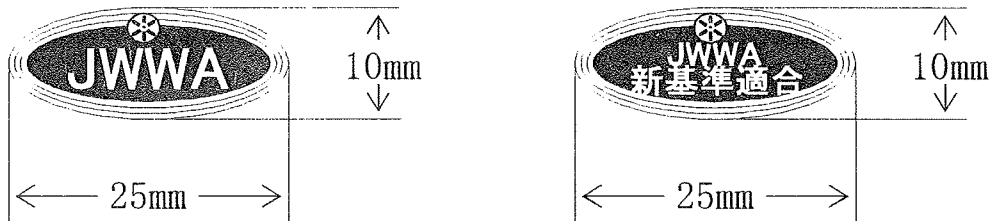
イ 打刻，鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印，ゴム印，鋳出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調（地色 青色，文字 金色）

イ 打刻，鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

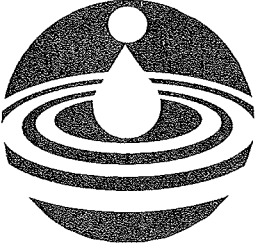


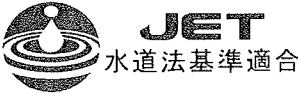

種類	刻印，ゴム印，鋳出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



③ 記号の説明

✳	日本水道協会記章
JWWA	Japan Water Works Association
寒	寒冷地仕様製品
共	一般・寒冷地用共用仕様製品
新基準適合	鉛対策品
合	鉛対策品（打刻，鋳出し等の場合）

(3) 第三者認証機関の共通認証マーク

<p>共通認証マーク</p> 	 <p>(社)日本水道協会</p>	 <p>(財)日本燃焼器具検査協会</p>
	 <p>(財)電気安全環境研究所</p>	 <p>(財)日本ガス機器検査協会</p>

このマークは、第三者認証機関である以下の4機関の共通認証マークとして、製品に求められる「性能基準」（耐圧，浸出，水撃限界，逆流防止，負圧破壊，耐久，耐寒）に適合した製品に表示される。

認証機関名	住所	問合せ先
JWWA (社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9	03(3264)2736 認証センター
JHIA (財)日本燃焼器具検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船谷ノ前1751	0467(45)6277 検査部
JET (財)電気安全環境研究所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木5-14-12	03(3466)5183 お客様サービス部
JIA (財)日本ガス機器検査協会	〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル11F	03(5401)3994 機器技術部

(4) 自己認証品の基準適合証印

現行，自己認証するメーカーが現れていないため今後自己認証品の検査証印等が明らかになり次第登載する。

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113 JWWA A 113	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) モルタルライニング	(JIS G 5526) (JIS A 5314) (JIS G 5526) (JIS G 5528) (JIS G 5527) (JIS G 5528)
	JWWA G 113 JWWA G 112	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114 JWWA G 112	φ75～350 K形 内面エポキシ樹脂粉体塗装	SⅡ形の切管には 第1種使用
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50第1種二層管(軟質)	
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	埋設用
	JWWA B 116 準拠品	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ40～50×20～25 A形(ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用仕切弁	JWWA B 122	φ75以上(右回り開き, 左回り閉じ)	旧函館市地区用
		φ75以上(左回り開き, 右回り閉じ)	旧亀田市地区用
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁(ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

【取扱四】

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	
丸大型路面蓋	函館市仕様		
コンクリート大・中丸管	函館市仕様		
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	φ13~50(H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様		
ポリエチレンスリーブ	JDPA Z 2005	φ75~350	日本ダクタイル鋳鉄管協会規格
バルブ標示杭	函館市仕様	FRP製	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中(φ13, 20)・大(φ25)	
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中(φ13, 20)・大(φ25)	メーター位置改善工事用
メーターボックスB-1	函館市仕様	φ13~25(Aボックス使用) 各口径1個設置	メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:1個設置	KB-2ボックス用鋳鉄蓋 (逆止弁の通路設置用)
メーターボックスKB-2			
メーターボックスB-3	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:2個設置	
メーターボックスKB-3			
メーターボックスB-4	函館市仕様	φ13~50 φ13:6個設置 φ20:6個設置 φ25:6個設置 φ40:3個設置 φ50:1個設置	
メーターボックスT-1	函館市仕様	φ50, 75 各1個設置	
メーターボックスT-2	函館市仕様	φ50~150 各1個設置	
メーターボックスT-3	函館市仕様	φ150 1個設置	
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製 縞鋼板製, 縞鋼板製チェーン付	

【四捨五入】

水道使用開始申込書

(新設・改造・開栓用)

係長	係
----	---

平成 年 月 日

第5号様式(第36条関係)

函館市公営企業管理者水道局長様

施工者コード 施工者名
 使用者番号

工事年月日 年 月 日

施工事由

給水装置設置場所		町名	番地	号
かたがき				
フリガナ				
使用者氏名				部屋位置
住所				電話
氏名				電話
住所				電話
氏名				電話

口径	mm	付
番号		
検満年		
指針		
遠本		
指針		
施工事由		

給水方式

受水タンク容量 上 下

設置者区分

認定番号

所有者区分

施工年月日 年 月 日
 メーター位置

業種コード	
業種態様コード	
検針月コード	
検針員コード	

摘要

備考 1 朱色で困ってある部分を記入してください。
 2 この申込書はコンピューターの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

水道メーター払出請求書

署名	払出者	係

No. _____ ①

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード																				
指定事業者名		給水装置設置場所			町 番 号															
口径	器種			数量	メーター番号				検満年月	指針										
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

水道メーター払出書

確認	係

No. _____ 電水器控②

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード																				
指定事業者名		給水装置設置場所			町 番 号															
口径	器種			数量	メーター番号				検満年月	指針										
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

水道メーター払出確認書

払出者	係

No. _____ 業者控③

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード																				
指定事業者名		給水装置設置場所			町 番 号															
口径	器種			数量	メーター番号				検満年月	指針										
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

水道メーター返納書

受取者

No. _____ ①

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日											
メーター取り外し日	平成 年 月 日																			
コード				給水装置設置場所		町 番 号														
指定事業者名																				
口径	器種			数量	メーター番号				指針											
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

水道メーター返納受取書

受取者

No. _____ ②

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日											
メーター取り外し日	平成 年 月 日																			
コード				給水装置設置場所		町 番 号														
指定事業者名																				
口径	器種			数量	メーター番号				指針											
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

水道メーター返納確認書

受取者

No. _____ 業者控③

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日											
メーター取り外し日	平成 年 月 日																			
コード				給水装置設置場所		町 番 号														
指定事業者名																				
口径	器種			数量	メーター番号				指針											
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
	直読・遠隔・参考・電子																			
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長

様

住 所
使用者 氏 名

印

管洗浄用水使用申請書

下記の場所に設置した給水装置の管洗浄を行うため、管洗浄用水の使用許可を申請いたします。

給水装置設置場所	使 用 者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口 径	使用期間	予定使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

函水業第 号
平成 年 月 日

様

函館市公営企業管理者
水道局長

管洗浄用水使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった管洗浄用水の使用について、次の事項を条件に許可する。

- 1 給水装置設置場所 別紙のとおり
- 2 使用期間 別紙のとおり
- 3 使用水量 使用者は、局検査員の立会による使用水量の確認後、速やかに管洗浄用水使用報告書を提出し、水量の認定を受けるものとする。
- 4 管洗浄用水使用料金 料金は、1 m³ につき146円で算定し、納入方法は料金課窓口または局指定金融機関の窓口で納付する。

以 上

【取扱四】

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

住 所
使用者 氏 名 印

管洗浄用水使用報告書

平成 年 月 日付函水業第 号で許可のありました管洗浄用水の使用
水量について、下記のとおり報告します。

給水装置設置場所	使 用 者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口 径	使用期間	使用水量 (m ³)
			~	
			~	
			~	
			~	
				計 m ³

【取扱四】

平成 年 月分

管洗浄用水使用料金内訳書

料 金 課			業 務 課		
課 長	係 長	係	課 長	係 長	係

使 用 者	給水装置設置場所	使用 水量	水量 料金	消費税 相当額	水売却 料 金
		m ³	円	円	円
計	使用期間 箇所 ~	m ³	円	円	円

【取扱三】

【図録要】

給排水立会検査予定台帳

日	午前			午後		
	9:30～10:30	10:30～11:30	13:30～14:30	14:30～15:30	15:30～16:30	
	立会種別: 分岐・分岐止・通水・P・S 完成検査: 給水・排水・給排水共 施工場所: 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	
	申請者					
	会社名					
(月)	立会者 TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	
	立会種別: 分岐・分岐止・通水・P・S 完成検査: 給水・排水・給排水共 施工場所: 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	
	申請者					
	会社名					
(火)	立会者 TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	
	立会種別: 分岐・分岐止・通水・P・S 完成検査: 給水・排水・給排水共 施工場所: 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	
	申請者					
	会社名					
(水)	立会者 TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	
	立会種別: 分岐・分岐止・通水・P・S 完成検査: 給水・排水・給排水共 施工場所: 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	
	申請者					
	会社名					
(木)	立会者 TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	
	立会種別: 分岐・分岐止・通水・P・S 完成検査: 給水・排水・給排水共 施工場所: 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	分岐・分岐止・通水・P・S 給水・排水・給排水共 町丁目番号	
	申請者					
	会社名					
(金)	立会者 TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	TEL - - -	

